

あわら市長 佐々木 康 男 様

あわら市水道料金等検討委員会

委員長 浅 沼 美 忠

提 言 書

上水道及び下水道は、私たちが快適で文化的な生活を送るために欠くことのできない社会インフラであり、正常に機能して当然のものです。

本委員会では、この原則を踏まえたうえで、あわら市におけるそれぞれの事業の健全性について、特に会計の面から検証を行ってきました。

その結果、いずれの事業も、独立採算が求められる企業会計を採用しながら、収入減による歳入不足や企業債償還などによる過大な支出により、市の一般会計から毎年多額の補助金を繰り入れなければ維持できていないことが明らかになりました。

市では、これまで、人員削減や水道メーターの隔月検針の導入、公共下水道事業と農業集落排水事業との統合など、さまざまな経費削減策を講じてきましたが、一定の成果は見られたものの、両事業の健全化には結び付いていない状況にあります。

今後、人口減少や節水機器の普及によりさらに水需要が減少するなか、水道事業においては老朽施設の更新が待たなしとなるとともに、公共下水道事業においては企業債の償還が引き続き会計を圧迫することが避けられない状況となっています。

つきましては、両事業の健全化を確保し持続可能で安全安心な社会インフラの実現を目的に、本委員会として、水道料金及び下水道使用料のあり方について検討を重ねてきた結果を取りまとめましたので、ここに意見を付して提言いたします。

市当局におかれては、本提言書の内容を尊重し、水道事業及び公共下水道事業の健全運営と安全安心で快適な市民生活の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 水道事業会計及び公共下水道事業会計ともに一般会計からの赤字補填を必要としており、今後も安定的に経営を続けるためには、料金等の改定もやむを得ない。

- 2 水道料金及び下水道使用料の改定案を別紙に示すが、いずれも改定率を平均 15 パーセントとすることが妥当である。
- 3 水道料金及び下水道使用料における一般汚水の改定に当たっては、激変緩和を図るため、超過料金は段階的に改定することとし、令和 2 年 10 月に基本料金及び基本使用料をそれぞれ 200 円、超過料金及び超過使用料をそれぞれ 10 円引き上げた後、その 4 年後に超過料金のみ 10 円引き上げることを提案する。ただし、2 回目の引き上げについては当然に行うものではなく、毎年度の決算状況を検証して決定されたい。
- 4 公衆浴場汚水及び温泉汚水に係る下水道使用料についても、一般汚水に準じて改定を行うこと。
- 5 改定の時期は、市民への周知期間も必要なため、令和 2 年 10 月が適当と考える。
- 6 上記の料金等改定後も、一般会計からの補助を必要としていることから、引き続き経費の節減に努めるとともに、次の事項に留意し、さらなる経営の合理化や効率化を図ること。
 - (1) 10 m³としている基本水量及び基本使用量については今回見直しの対象としなかったが、10 m³未満しか使用しない単身世帯等が年々増加していることから、今後の改定に当たっては、基本水量及び基本使用量の見直しも視野に入れること。併せて、水道事業にあっては、口径別基本料金の採用も検討すること。
 - (2) 水道事業では、使用していない県水受水量の削減等に努めること。
 - (3) 人口減少や節水意識の高まりによる料金及び使用料収入の減少が見込まれるなか、両事業の運営を安定的に行うためには、国の方針に従い 3～5 年ごとに料金改定について検討する必要があることから、本委員会に準ずる検討機関を設置するなど毎年度の決算状況の検証に努めること。

料金及び使用料改定案

水道料金

令和2年10月から

基本料金		従量料金 (1 m ³ につき)
10 m ³ まで	1,300 円	165 円

令和6年10月から

基本料金		従量料金 (1 m ³ につき)
10 m ³ まで	1,300 円	175 円

下水道使用料

令和2年10月から

汚水の種類	基本料金		従量料金 (1 m ³ につき)	
	使用水量	使用料	使用水量	使用料
一般汚水	10 m ³ まで	1,400 円	11 m ³ 以上	135 円
			31~50 m ³	145 円
			51~100 m ³	155 円
			101 m ³ 以上	165 円
公衆浴場汚水	10 m ³ まで	1,400 円	11 m ³ 以上	65 円
温泉汚水	1 鉱泉井につき	28,500 円	—	—

令和6年10月から

汚水の種類	基本料金		従量料金 (1 m ³ につき)	
	使用水量	使用料	使用水量	使用料
一般汚水	10 m ³ まで	1,400 円	11 m ³ 以上	145 円
			31~50 m ³	155 円
			51~100 m ³	165 円
			101 m ³ 以上	175 円
公衆浴場汚水	10 m ³ まで	1,400 円	11 m ³ 以上	70 円
温泉汚水	1 鉱泉井につき	30,000 円	—	—

水道料金等検討委員会

所属	氏名	備考
福井県立大学	浅沼 美忠	経済学部経営学科教授（学識経験者）
三国支部税理士	谷口 璟	谷口璟税理士事務所（学識経験者）
あわら市区長会	近藤 淳一	区長会推薦（利用者代表：中浜区長）
あわら市区長会	達川 昌美	区長会推薦（利用者代表：古区長）
あわら市商工会	中嶋 敬造	商工会推薦（利用者代表：商工会理事）
あわら市商工会	高橋 昌則	商工会推薦（利用者代表：商工会理事）
あわら市連合婦人会	高橋 紀美	連合婦人会推薦（利用者代表）
芦原温泉旅館協同組合	前田 健二	大口利用者（美松）
市内企業	宮川 修治	大口利用者（小林化工）

審議経過

回	月日	主な協議内容
第1回	6月28日	水道及び下水道事業の現状及び両事業経営戦略の概要について
第2回	8月5日	水道事業会計の今後10年間の見通し及び料金改定シミュレーションについて
第3回	8月30日	公共下水道事業会計の今後10年間の見通し及び使用料改定シミュレーションについて
第4回	10月11日	料金体系並びに水道料金及び下水道使用料改定案の検討について
第5回	11月18日	料金体系並びに水道料金及び下水道使用料改定案の絞り込みについて
第6回	1月15日	提言内容の検討について